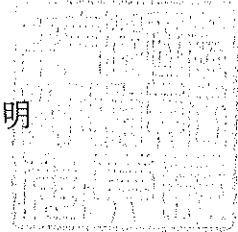


6 選 選 第 416 号
令和 6 年 8 月 19 日

東京都港区六本木 3-7-1-1307.

立花 孝志 様

東京都選挙管理委員会
委員長 澤 野 正 明



令和 6 年 7 月 7 日 執行 東京都知事選挙に係る 選挙の効力に関する 異議の
申出に対する 決定書の 交付について

令和 6 年 7 月 7 日 執行 東京都知事選挙に係る 選挙の効力に関する 異議の 申出につ
いて、当委員会 は 別添の と おり 決定した ので、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）
第 215 条の 規定により 決定書を 交付します。

なお、同法第 203 条の 規定により、この 決定に 不服がある ときは、当委員会 を 被告
として、この 決定書の 交付を受けた 日から 30 日以内に、東京高等裁判所に 訴訟を 提
起することができます。

別添書類 決 定 書 1 通

決 定 書

異議申出人 立花 孝志

上記異議申出人（以下「申出人」という。）から令和6年7月18日に提起された、令和6年7月7日執行の東京都知事選挙（以下「本件選挙」という。）における選挙の効力に関する異議の申出（以下「本件異議の申出」という。）について、東京都選挙管理委員会（以下「当委員会」という。）は、次のとおり決定する。

主 文

本件異議の申出を棄却する。

異 議 の 申 出 の 要 旨

1 異議の申出の趣旨

申出人は、次の異議の申出の理由により、本件選挙を無効とする旨の決定を求めるものである。

2 異議の申出の理由

本件異議の申出の理由は、概ね次のとおりであると認められる。

本件選挙には、56名が公職の候補者として立候補したが、すべての公職の候補者に与えられなければならない、公営ポスター掲示場にあるポスター掲示板に選挙ポスターを貼付する方法で掲示する権利を、56名のうちの48名には与えられたが、8名には与えられなかった。これにより公職の候補

者間の選挙運動の平等が阻害された。

当委員会は、告示日である令和6年6月20日より2週間程度前から、本件選挙には49名を超える立候補者が届け出ることを確信していた。しかしながら、6月初旬に48名分しかポスターを貼ることができない掲示板を都内約14,000か所に設置して以来、2年前の参議院選挙東京選挙区で行った、増設（48名より多くの立候補者が選挙ポスターを貼付する方法で掲示する権利を増やすという意味）を行わなかった。

今回、立候補した56名のうち48名は当委員会が用意した選挙ポスター掲示板に選挙ポスターを貼付するだけの方法で選挙運動ができた。他方の8名は選挙ポスター掲示板を自らで作成（養生）した上で、それから選挙ポスターを貼付する方法で選挙運動を行った。つまり、選挙ポスター掲示場に設置された選挙ポスター掲示板を利用することができた公職の候補者と、選挙ポスター掲示板を利用することができなかった公職の候補者との間に明らかな不公平が生じた。よって、本件選挙が公平・公正に行われなかったと評価できる。

本件選挙は、当委員会の重過失によって候補者間において不平等な選挙運動をしなければならない事態となってしまったので、無効とするべきである。

決 定 の 理 由

当委員会は、本件異議の申出は形式的要件を備えた適法なものと認め、これを受理し、慎重かつ厳正に審理した。その結果は以下のとおりである。

第1 公職選挙法の定め

本件異議の申出に関する公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）の定めは次のとおりである。

（衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙以外の選挙における当選人）

第95条 衆議院（比例代表選出）議員又は参議院（比例代表選出）議員の選挙以外の選挙においては、有効投票の最多数を得た者をもつて当選人とする。ただし、次の各号の区分による得票がなければならない。

一 衆議院（小選挙区選出）議員の選挙 有効投票の総数の6分の1以

上の得票

- 二 参議院（選挙区選出）議員の選挙 通常選挙における当該選挙区内の議員の定数をもつて有効投票の総数を除して得た数の6分の1以上の得票。ただし、選挙すべき議員の数が通常選挙における当該選挙区内の議員の定数を超える場合においては、その選挙すべき議員の数をもつて有効投票の総数を除して得た数の6分の1以上の得票
- 三 地方公共団体の議会の議員の選挙 当該選挙区内の議員の定数（選挙区がないときは、議員の定数）をもつて有効投票の総数を除して得た数の4分の1以上の得票
- 四 地方公共団体の長の選挙 有効投票の総数の4分の1以上の得票
（第2項省略）
（文書図画の掲示）

第143条 選挙運動のために使用する文書図画は、次の各号のいずれかに該当するもの（衆議院比例代表選出議員の選挙にあつては、第1号、第2号、第4号、第4号の2及び第5号に該当するものであつて衆議院名簿届出政党等が使用するもの）のほかは、掲示することができない。

- 一 選挙事務所を表示するために、その場所において使用するポスター、立札、ちようちん及び看板の類
- 二 第141条の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶に取り付けて使用するポスター、立札、ちようちん及び看板の類
- 三 公職の候補者（参議院比例代表選出議員の選挙における候補者たる参議院名簿登載者で第86条の3第1項後段の規定により優先的に当選人となるべき候補者としてその氏名及び当選人となるべき順位が参議院名簿に記載されているものを除く。）が使用するたすき、胸章及び腕章の類
- 四 演説会場においてその演説会の開催中使用するポスター、立札、ちようちん及び看板の類
- 四の二 屋内の演説会場内においてその演説会の開催中掲示する映写等の類
- 四の三 個人演説会告知用ポスター（衆議院小選挙区選出議員、参議院選挙区選出議員又は都道府県知事の選挙の場合に限る。）
- 五 前各号に掲げるものを除くほか、選挙運動のために使用するポスター
一（参議院比例代表選出議員の選挙にあつては、公職の候補者たる参

議院名簿登載者（第86条の3第1項後段の規定により優先的に当選人となるべき候補者としてその氏名及び当選人となるべき順位が参議院名簿に記載されている者を除く。）が使用するものに限る。）

（第2項以下省略）

（ポスター掲示場）

第144条の2 衆議院（小選挙区選出）議員、参議院（選挙区選出）議員又は都道府県知事の選挙においては、市町村の選挙管理委員会は、第143条第1項第5号のポスター（衆議院小選挙区選出議員の選挙において候補者届出政党が使用するものを除く。）の掲示場を設けなければならない。

2 前項の掲示場の総数は、1投票区につき5箇所以上10箇所以内において、政令で定めるところにより算定する。ただし、市町村の選挙管理委員会は、特別の事情がある場合には、あらかじめ都道府県の選挙管理委員会と協議の上、その総数を減ずることができる。

3 第1項の掲示場は、市町村の選挙管理委員会が、投票区ごとに、政令で定める基準に従い、公衆の見やすい場所に設置する。

4 市町村の選挙管理委員会は、第1項の掲示場を設置したときは、直ちに、その掲示場の設置場所を告示しなければならない。

5 公職の候補者は、第1項の掲示場に、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（参議院合同選挙区選挙については、当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会）が定め、あらかじめ告示する日から第143条第1項第4号の3及び第5号のポスターそれぞれ1枚を掲示することができる。この場合において、市町村の選挙管理委員会は、ポスターの掲示に関し、政令で定めるところにより、当該公職の候補者に対し、事情の許す限り便宜を供与するものとする。

6 前項の場合において、公職の候補者1人が掲示することができる掲示場の区画は、縦及び横それぞれ42センチメートル以上とする。

7 前各項に規定するもののほか、第1項の掲示場におけるポスターの掲示の順序その他ポスターの掲示に関し必要な事項は、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（参議院合同選挙区選挙については、当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会）が定める。

（第8項以下省略）

(地方公共団体の議会の議員及び長の選挙の効力に関する異議の申出及び審査の申立て)

第202条 地方公共団体の議会の議員及び長の選挙において、その選挙の効力に関し不服がある選挙人又は公職の候補者は、当該選挙の日から14日以内に、文書で当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に対して異議を申し出ることができる。

(第2項省略)

(選挙の無効の決定、裁決又は判決)

第205条 選挙の効力に関し異議の申出、審査の申立て又は訴訟の提起があつた場合において、選挙の規定に違反することがあるときは選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合に限り、当該選挙管理委員会又は裁判所は、その選挙の全部又は一部の無効を決定し、裁決し又は判決しなければならない。

(第2項以下省略)

第2 認定した事実

(1) 本件選挙における立候補者の氏名及びそれぞれの得票数は別紙1のとおりであり、小池ゆりこ候補（以下「小池候補」という。）が有効投票の最多数（2,918,015票）を得て当選人となった。

(2) 本件選挙における各投票区に設けられたポスター掲示場には48の区画が指定され（以下、この区画を「既存区画」という。）、既存区画が不足する場合は、次のように対応することとされた（以下、これにより設けられた区画を「外周区画」という。）。
ア 原則、掲示場下辺に49番以降の外周区画を指定
イ 立地上、下辺掲示が困難な場合は、右左辺、上辺の順に、外周区画を割振り
ウ 既存区画の枠線迄の余白部分で固定
エ 当委員会からクリアファイル・画鋏等の固定用道具を提供

(3) 本件選挙における立候補者は、最終的に56人となったため、受付順が49番目以降の候補者については、外周区画に掲示することとなり、これによることとなった各候補者には、それぞれから申出があつた枚数分のクリアファイル・画鋏等の固定用道具を提供された（各候補者別の固定用道具の提供状況は別紙2のとおり）。

(4) 外周区画にポスターを掲示することとなった者（以下「外周区画設置者」という。）は、別紙1に外周区画と記載された8人であり、そのうちの最多得票者であるひまそらあかね候補（以下「ひまそら候補」という。）の得票数は110,196票、その得票率は1.62%であった。

第3 申出人の主張に対する当委員会の判断

(1) 選挙の効力に関して争う争訟においては、「選挙の規定に違反することがあるときは選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合に限り」、当該選挙の全部又は一部が無効とされる（法第205条第1項）。

ここで、「選挙の規定に違反する」とは、「主として選挙管理の任にある機関が選挙の管理執行の手續に関する明文の規定に違反すること、又は直接そのような明文の規定がなくとも、選挙の管理執行の手續上、選挙法の基本理念たる選挙の自由公正の原則が著しく阻害されることを指す」

（最高裁判所昭和27年12月4日判決、最高裁判所昭和61年2月18日判決、最高裁判所平成31年2月28日判決）ものであり、「選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合」とは、「その選挙の管理執行手續に関する規定違反がなかったならば、選挙の結果、すなわち候補者の当落に、現実が生じたところと異なった結果の生ずる可能性のある場合をいう」（最高裁判所昭和29年9月24日判決、最高裁判所昭和51年9月30日判決、東京高等裁判所平成25年12月9日判決）とされている。

これを本件に当てはめると、外周区画設置の取扱いが選挙の管理執行の手續上、選挙法の基本理念たる選挙の自由公正の原則を著しく阻害するものであり、そのような取扱いがなされなかったならば、本件選挙における有効投票である6,823,242票の最多数2,918,015票を上回る得票を得た者が生ずる可能性がある場合に限り、本件選挙が無効とされることになる。

(2) そこで、まず、外周区画設置の取扱いがなされなかったとしたときに、本件選挙における最多得票2,918,015票を上回る得票を得た者が生ずる可能性の有無について検討する。

本件選挙における得票数は、その多い順に、小池候補の2,918,015票、石丸伸二候補の1,658,363,406票、蓮舂候補の1,283,262票、田母神としお候補の267,699票等となっており、外周区画設置者のうちの最多得票はひまそら候補の110,196票とな

っている。

上記のうちひまそら候補以外の者は、外周区画設置の取扱いを受けてない者であり、外周区画設置者の存在によってその得票数が影響を受けたことを示す事情は見当たらない。

一方、ひまそら候補は外周区画設置の取扱いを受けているが、その得票数が小池候補の得票数2,918,015票を上回るためには、現実の得票数である110,196票に加えてその約25.48倍である2,807,820票以上の得票が必要となるところ、同人のポスターが既存区画に設置されたとした場合に、これだけの得票を得る可能性を示す事情は見当たらない。

また、同人以外の外周区画設置の取扱いを受けた候補者のうち、同人の得票を超える得票を得る可能性がある者の存在を示す事情もない。

したがって、外周区画設置の取扱いがなされなかったとしても、候補者の当落に現実に生じたところと異なった結果の生ずる可能性はなかったものと判断される。

第4 審理の結果

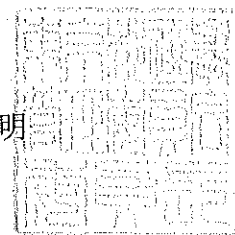
以上によれば、外周区画設置の取扱いによって選挙の結果に異動を及ぼす可能性があったと言えないことは明らかであるから、その余の点について判断するまでもなく、本件異議の申出には理由がないことが明らかである。

よって、法第216条第1項において準用する行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により、当委員会は、主文のとおり決定する。

令和6年8月19日

東京都選挙管理委員会

委員長 澤野正明



法第203条の規定により、この決定に不服があるときは、当委員会を被告として、申出人においてはこの決定書の交付を受けた日から30日以内に、その他の当該選挙の選挙人又は候補者においては法第215条の規定による告示の日から30日以内に、東京高等裁判所に訴訟を提起することができる。



令和6年7月7日執行 東京都知事選挙 開票結果

< 候補者別得票数 (得票順) >

	候補者氏名 (所属党派)	得票数	得票率
1	小池 ゆりこ (無所属)	2,918,015.000 票	42.77 %
2	石丸 伸二 (無所属)	1,658,363.406 票	24.30 %
3	蓮 舫 (無所属)	1,283,262.000 票	18.81 %
4	田母神としお (無所属)	267,699.000 票	3.92 %
5	安野たかひろ (無所属)	154,638.000 票	2.27 %
6	うつみさとる (市民がつくる会 政治の会)	121,715.000 票	1.78 %
7	ひまそらあかね (無所属)	110,196.000 票	1.62 %
8	石丸 幸人 (石丸幸人党)	96,222.534 票	1.41 %
9	桜井 誠 (日本第一党)	83,600.995 票	1.23 %
10	清水 国明 (清水国明と東京都の安全な未来をつくる会)	38,054.000 票	0.56 %
11	ドクター・中松 (無所属)	23,825.000 票	0.35 %
12	大和 行男 (無所属)	9,685.000 票	0.14 %
13	小林 弘 (無所属)	7,408.000 票	0.11 %
14	ゴトウテルキ (ラブ&ピース党)	5,419.000 票	0.08 %
15	木宮 みつき (未来党)	4,874.000 票	0.07 %
16	福本 繁幸 (無所属)	3,245.000 票	0.05 %
17	A I メイヤー (A I 党)	2,761.000 票	0.04 %
18	ないとうひさお (無所属)	2,339.000 票	0.03 %
19	横山 緑 (NHKから国民を守る党)	2,174.000 票	0.03 %
20	内野 愛里 (カワイイ私の政見放送を見てね)	2,152.000 票	0.03 %
21	河合 ゆうすけ (ジョーカー議員と投票率を上げる会)	2,035.000 票	0.03 %
22	向後 真徳 (無所属)	1,951.000 票	0.03 %
23	黒川 あつひこ (つばさの党)	1,833.000 票	0.03 %
24	桑原 まりこ (無所属)	1,747.000 票	0.03 %
25	福永 かつや (NHKから国民を守る党)	1,281.000 票	0.02 %
26	野間 口 翔 (無所属)	1,240.000 票	0.02 %
27	さわしげみ (無所属)	1,232.000 票	0.02 %
28	うしくぼのぶお (無所属)	1,153.000 票	0.02 %
29	小松 けん (ゴルフ党)	894.000 票	0.01 %
30	遠藤 信一 (NHKから国民を守る党)	882.328 票	0.01 %

外周区画

外周区画

外周区画

外周区画

	候補者氏名 (所属党派)	得票数	得票率
31	二宮大造 (NHKから国民を守る党)	833.000 票	0.01 %
32	竹本秀之 (無所属)	812.000 票	0.01 %
33	アキノリ将軍未満 (ネオ幕府アキノリ党)	792.000 票	0.01 %
34	小野寺こうき (忠臣蔵義士新党)	759.000 票	0.01 %
35	山田信一 (NHKから国民を守る党)	691.669 票	0.01 %
36	木村よしたか (NHKから国民を守る党)	676.000 票	0.01 %
37	しんどう伸夫 (お金をみんなへシン独立党)	669.000 票	0.01 %
38	中江ともや (NHKから国民を守る党)	612.000 票	0.01 %
39	加藤英明 (NHKから国民を守る党)	588.051 票	0.01 %
40	かがたたくじ (霸王党)	578.000 票	0.01 %
41	加藤健一郎 (無所属)	572.942 票	0.01 %
42	ホカリジン (無所属)	560.000 票	0.01 %
43	前田太一 (NHKから国民を守る党)	521.000 票	0.01 %
44	草尾あつし (NHKから国民を守る党)	481.000 票	0.01 %
45	ふくはらしるび (NHKから国民を守る党)	466.000 票	0.01 %
46	武内隆 (NHKから国民を守る党)	446.000 票	0.01 %
47	尾関あゆみ (ポーカー党)	417.000 票	0.01 %
48	犬伏宏明 (NHKから国民を守る党)	371.000 票	0.01 %
49	桑島康文 (核融合党)	361.000 票	0.01 %
50	松尾芳治 (NHKから国民を守る党)	351.000 票	0.01 %
51	古田真 (最高裁判所 (略称) 士頭を働かし 最 高 裁 判 官 5 人 党)	343.004 票	0.01 %
52	ふなはしゆめと (NHKから国民を守る党)	329.000 票	0.00 %
53	三輪陽一 (NHKから国民を守る党)	306.000 票	0.00 %
54	津村大作 (NHKから国民を守る党)	302.000 票	0.00 %
55	みなみ俊輔 (NHKから国民を守る党)	297.000 票	0.00 %
56	上楽むねゆき (NHKから国民を守る党)	211.000 票	0.00 %

外周区画

外周区画

外周区画

外周区画

有効投票数	6,823,242.000 票
無効投票数	56,128.000 票 (0.82%)
投票総数	6,879,370.000 票
法定得票数	1,705,810.500 票
供託物没収点	682,324.200 票

各候補者別の固定用道具の提供状況について（令和6年7月6日時点）

届出番号	候補者名	当委員会から提供した固定用道具								
		OPP袋 A2	クリア ファイル A3	クリア ファイル A4	アルミ 複合板 A3	画紙	布粘着 テープ 2.5m	OPP テープ 50m		
49	ホカリジン									
50	小林弘	50	6,260	10	5	1,000	1	45		
51	加藤健一郎	200	410			2,000	1	1		
52	ひまそらあかね	希望なし	希望なし	希望なし	希望なし	希望なし	希望なし	希望なし		
53	向後真徳	100	10	100		2,000	2	1		
54	うしくぼのぶお	希望なし	希望なし	希望なし	希望なし	希望なし	希望なし	希望なし		
55	古田真	550				3,000				
56	アキノリ将軍未満	5,500	5,480			21,000	32	22		
	合計	6,400	12,160	110	5	29,000	36	69		

不要（ポスター掲示の予定なし）

